

平成 29 年

第 2 回市議会定例会 議案第 14 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 3 条第 1 項および港湾法第 58 条第 2 項の規定により、公有水面埋立てに関し、函館港港湾管理者函館市代表者函館市長工藤壽樹から別紙のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第 3 条第 4 項

函 港 管

平成 29 年 5 月 17 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館港港湾管理者 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

公有水面埋立免許について

このことについて、函館港港湾区域内公有水面の埋立免許願書が下記のとおり提出され、免許できるものと判断しますので、公有水面埋立法第 3 条第 1 項および港湾法第 58 条第 2 項の規定によりあなたの意見を伺います。

なお、意見は本書到達の日から 60 日以内にご回答下さい。

記

1 出願の年月日

平成 29 年 4 月 19 日

2 出願人およびその住所ならびに代表者の氏名

出 願 人 函館市

出願人の住所 函館市東雲町 4 番 13 号

代表者の氏名 函館市長 工藤 壽樹

3 埋立区域

(1) 位置

函館市末広町 21 番 64 および 59 番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑦の地点までを順次に結ぶ平成 28 年秋分の満潮位 (D. L. + 0.87メートル) における公有水面と陸地との境界線、⑦の地点から⑯までを順次に結んだ線および①と⑯を結ぶ平成 28 年秋分の満潮位 (D. L. + 0.87メー

トル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点緑島(北緯41度46分17秒1130, 東経140度42分58秒2167)から184度16分00秒500.14メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から236度08分36秒66.04メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から271度29分10秒24.60メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から36度35分43秒0.67メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から309度38分52秒119.33メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から219度34分38秒10.70メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から309度41分46秒1.14メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から39度34分38秒14.04メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から129度38分52秒117.69メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から92度46分41秒17.98メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から56度08分36秒61.54メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から146度08分36秒0.99メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から56度08分36秒7.35メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から146度08分36秒6.35メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から145度06分37秒6.03メートルの
地点

⑯の地点 ⑮の地点から236度08分36秒0.25メートルの
地点

(3) 面積

998.53平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市末広町21番64, 59番および22番47地内ならびに
21番64, 59番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㊶の地点と㊷の地点を結んだ
線により囲まれた区域

㊶の地点 四等三角点緑島（北緯41度46分17秒1130, 東
経140度42分58秒2167）から181度54分39
秒527.20メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から237度26分22秒11.61メートル
の地点

㊸の地点 ㊷の地点から325度03分36秒19.35メートル
の地点

㊹の地点 ㊸の地点から237度02分52秒72.72メートル
の地点

㊺の地点 ㊹の地点から288度29分00秒10.11メートル
の地点

㊻の地点 ㊺の地点から307度51分17秒17.27メートル
の地点

㊼の地点 ㊻の地点から309度41分24秒32.50メートル
の地点

㊽の地点 ㊼の地点から309度41分21秒45.46メートル
の地点

㉑の地点 ㉐の地点から309度41分24秒41.93メートル
の地点

㉒の地点 ㉑の地点から309度41分23秒18.14メートル
の地点

㉓の地点 ㉒の地点から39度38分52秒120.00メートル
の地点

㉔の地点 ㉓の地点から108度24分36秒59.79メートル
の地点

㉕の地点 ㉔の地点から146度08分36秒130.00メート
ルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から236度08分36秒15.30メートル
の地点

㉗の地点 ㉖の地点から145度06分37秒34.32メートル
の地点

(3) 面積

22,570.76平方メートル

5 埋立地の用途

緑地

6 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

区 域	地 盤 高
緑 地	D. L. + 0.87メートル～D. L. + 2.00メートル

(2) 護岸，堤防，岸壁その他これらに類する工作物の種類および構造

名 称	種類	構 造
A1部	護岸	(本体工) 鋼矢板，控え鋼矢板 (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2.00メートル
A2部	護岸	(基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート

緑地 (護岸)			(上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2. 00メートル
	B部	護岸	(基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2. 00メートル
	C部	護岸	(基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2. 00メートル
	D部	護岸	(本体工) 鋼矢板, 控え鋼矢板 (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2. 00メートル
	E部	護岸	(基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. + 2. 00メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立ては、既設工作物の前面を埋立て、新たな護岸を整備するものであるが、埋立土砂等の投入は伴わないため、本項については該当しないものである。

②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は、一体的に施工するもので、まず、新規構造物の施行に際して支障となる既設工作物の撤去を行った後、緑地（護岸）D部、同A1部、同A2部、同B部、同C部、同E部の順に工事に着手して順次上部工まで施行する。また、これらの工事と並行して既設護岸の改良を行う。

最後に舗装工を施行して、本埋立てに関する工事を竣功させる。

③埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

(4) 公共施設の配置および規模の概要

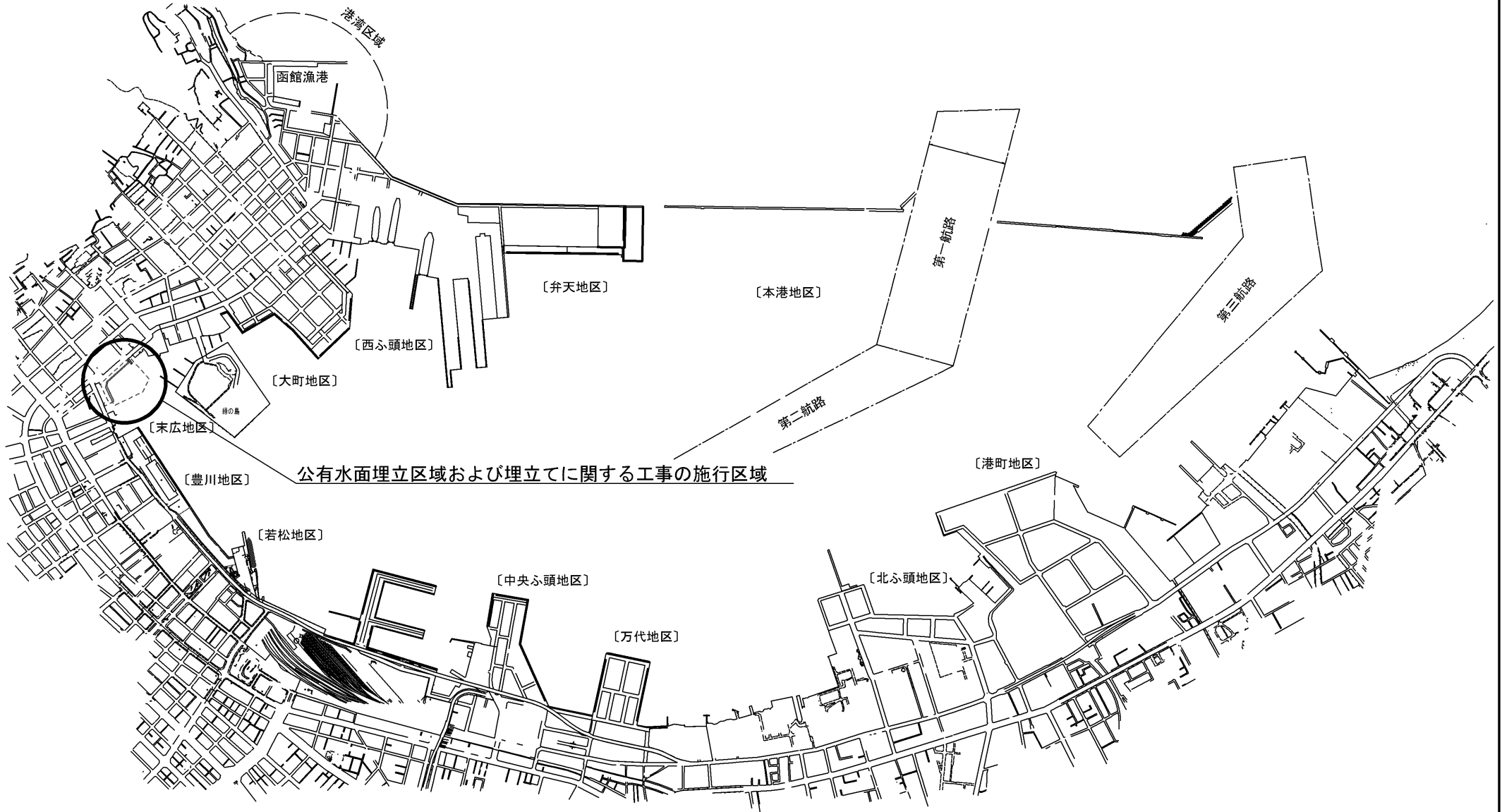
該当事項なし

7 埋立てに関する工事の施行に要する期間

2年9月

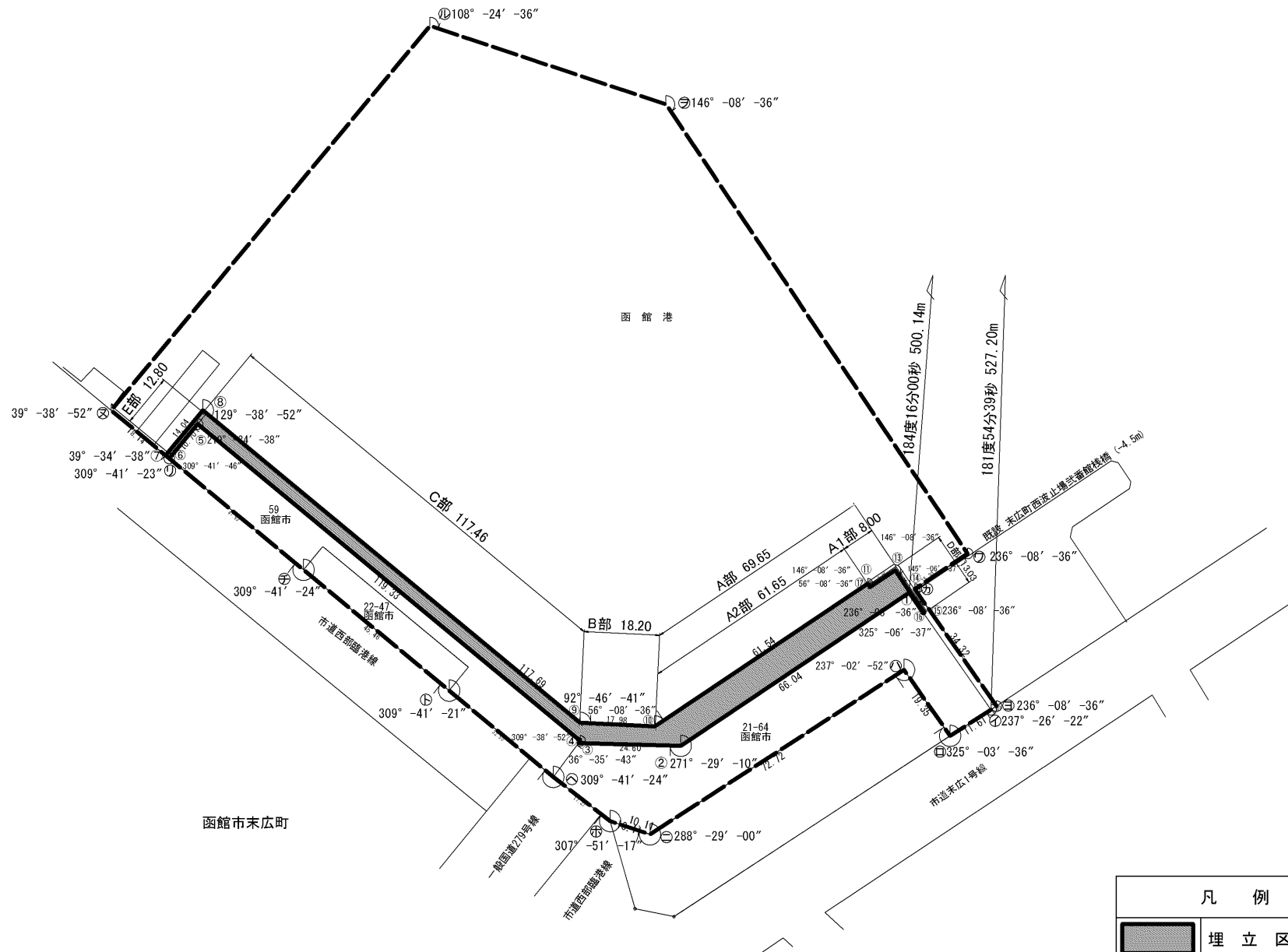
公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 位置図

S=1 : 31000



公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 平面図

S=1 : 2,000 (単位 : m)



凡 例		面積 (㎡)
	埋立区域	998.53
	埋立てに関する工事の施行区域	22,570.76